第二十五条

1　両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条

1　両締約国は、この協定に基づく租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするために必要とされる範囲において、租税の徴収につき相互に支援を行うよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき他方の締約国に対して責任を負う。

2　1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することになる措置をとること。

第二十七条

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1　この協定は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、次のものについて適用する。

(a)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　ブルネイ・ダルサラーム国については、

(i)　ブルネイ・ダルサラーム国の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する賦課年度分のもの

(ii)　その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する賦課年度分のもの

第二十九条

この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　ブルネイ・ダルサラーム国については、

(i)　ブルネイ・ダルサラーム国の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する賦課年度分のもの

(ii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する賦課年度分のもの

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年一月二十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
中曽根弘文

ブルネイ・ダルサラーム国のために
モハメッド・ボルキア

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国及びブルネイ・ダルサラーム国は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　協定第四条1の規定に関し、「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国の政府により設置された法令上の組織及び当該一方の締約国の政府が全面的に所有する機関を含むことが了解される。

2　協定第十三条2の規定に関し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。

(a)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(b)　同規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

3　協定第二十五条5の規定に関し、

(a)　同規定は、一方の締約国が公の秩序を理由として、協定第十一条4に規定する機関が所有する情報の提供を拒否することを妨げるものと解してはならないことが了解される。

(b)　一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

4　この協定と経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（以下「経済連携協定」という。）との関係に関し、経済連携協定のいかなる規定も、この協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と経済連携協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、この協定が優先する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千九年一月二十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
中曽根弘文

ブルネイ・ダルサラーム国のために
モハメッド・ボルキア

総務大臣　原口　一博
外務大臣　岡田　克也
財務大臣　藤井　裕久
内閣総理大臣　鳩山由紀夫